

捕獲器貸出要領

令和5年3月1日作成
令和7年7月22日改訂

(趣旨)

第1条 この要領は、森町長が保有する捕獲器の貸出しをすることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出要件)

第2条 捕獲器の貸出要件は、「森町猫不妊及び去勢手術費補助金」の申請予定者が、手術を行う野良猫を捕獲する場合のみとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、前項の場合以外のために捕獲器の貸出しをすることができる。

(貸出手続)

第3条 捕獲器を使用する者は、「捕獲器借用届」を住民生活課に提出しなければならない。

(貸出期間)

第4条 原則として、貸出期間は1台につき2週間以内とする。また、2週間を経過しても猫の捕獲ができない等の理由により、貸出期間を延長したい場合は、必ず住民生活課に相談をすること。

(貸出の条件)

第5条 次に掲げる事項は、貸出の際の条件となるものとする。

- (1) 本人が責任を持って取り扱うこと。
- (2) 目的以外で捕獲器を使用しないこと。
- (3) 設置後は捕獲器の状況をこまめに確認し、捕獲した猫が死亡することのないよう、給餌及び給水を怠らないこと。
- (4) 目的以外の動物を誤って捕獲したときは、速やかに解放すること。
- (5) 捕獲器の使用中に発生した人や動物のけが等の不測の事故やその他の責任問題については、自らの責任を持って被害者等との間で解決すること。
- (6) 他人に貸与しないこと。
- (7) 使用中に捕獲器の破損又は紛失があった場合は賠償すること。
- (8) 使用後は、捕獲器を必ず洗浄して返却すること。
- (9) 捕獲器の返却を求められたときは、直ちに返却すること。

(使用後の手続)

第6条 捕獲器を使用した者は、返却に当たり使用後の捕獲器について、住民生活課職員の確認を受けなければならない。